

入札説明書

令和6年札幌市告示第3544号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和6年8月28日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市環境局環境事業部施設管理課管理係
電話：011-211-2922 FAX：011-218-5105
メールアドレス：seiso-shisetsukanri@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 売払い件名及び数量

(仮称) 北部事業予定地内 伐採木売払い 85.05空m³

(2) 売払い品の仕様等

仕様書による。

(3) 引渡し期日 令和6年11月29日まで

(4) 引渡し場所

(仮称) 北部事業予定地（札幌市東区中沼町136-1896）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格等

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「卸小売業」、中分類「再生資源」、小分類「再生資源」、取扱品目「木屑」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再

生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ

- (2) 入札書の受領期間

令和6年9月17日（火）17時00分を受領期限とする（送付の場合は必着のこと）。

- (3) 開札の日時及び場所

日時 令和6年9月18日（水）10時00分

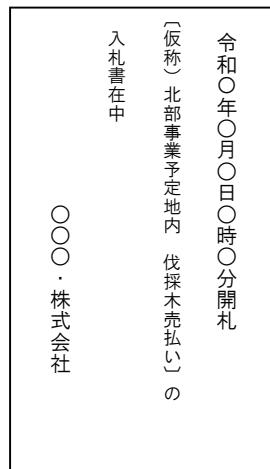
場所 札幌市役所本庁舎13階環境局施設管理課事務室

- (4) 入札書の提出方法

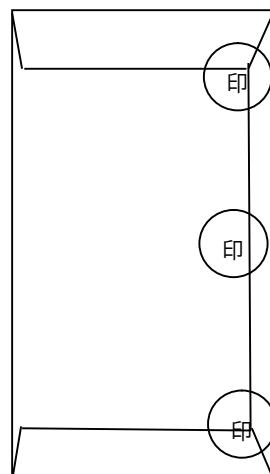
ア 入札書は別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。持参より提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年9月18日10時00分開札〔（仮称）北部事業予定地内 伐採木売払い〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

図) 入札書提出時の封筒について

表面



裏面



イ 送付により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和6年9月18日10時00分開札〔（仮称）北部事業予定地内 伐採木売払い〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、入札書を入れる封筒には上記アのとおり記載すること。

また、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格以上で最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約書（案） 別紙3のとおり

入札書

入札金額	金	円
件名	(仮称) 北部事業予定地内 伐採木売払い	

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
入札者 商号又は名称
職・氏名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委任状

年　月　日

(あて先)
札幌市長

住　　所
委任者　商号又は名称
職・氏名　　　　　　　印

件名　　(仮称) 北部事業予定地内　伐採木売払い

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者　氏　名　　　　　印

備考1　見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

- 2　代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。
- 3　委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

契 約 書

物 品 名 (仮称) 北部事業予定地内 伐採木

数 量 85.05 空 m³

上記の物品の売払いについて、札幌市（以下「発注者」という。）を売主とし、
（以下「受注者」という。）
を買主として、次のとおり売買契約を締結する。

- 1 契 約 金 額 総 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 物品の引取期限 令和6年 11月 29 日までとする。
- 3 物品引渡場所 (仮称) 北部事業予定地(札幌市東区中沼町 136-1896)
- 4 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和6年 月 日

発注者 札幌市
代表者 市長

受注者 住 所
商号又は名称
職・氏名

札幌市物品売買契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に記載された物品（以下「物品」という。）の売買契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

- 2 受注者は、発注者が指定した期限（以下「支払期限」という。）までに契約金額を支払うものとし、発注者は物品を受注者へ引渡すものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、請求、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(引取の条件)

第4条 受注者は、契約金額の支払い後でなければ、物品を引き取ることができない。

- 2 物品の引取りに要する費用は、受注者の負担とする。

(契約金額の支払)

第5条 受注者は、契約金額を発注者の指定する方法及び支払期限内に支払わなければならない。

- 2 受注者の責めに帰する事由により前項の支払いが遅れたときは、その未納分について期限満了の翌日から起算して支払済みの日までの日数について、札幌市債権管理条例（平成24年条例第3号）第8条の規定に基づき計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(物品の引渡し)

第6条 受注者は、契約金額を支払ったときは、物品の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項に規定する引渡しを受けたときは、受注者は、直ちに発注者に対して所定の受領書を提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 受注者は、この契約の締結後、当該物品に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があるところを発見しても、発注者に対し履行の追完、契約金額の増減及び損害賠償並びに契約の解除を請求することができない。

(物品の引取遅延の承認)

第8条 受注者は、物品の引取りについて、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により引取遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を発注者に届け出て遅延の承認を求めなければならない。

(特殊事由による契約の変更又は解除)

第9条 発注者は、法令の規定により又は公用、公共若しくは公益事業の用に供するため、あるいは天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により契約を履行することができないときは、その履行不能の部分について契約を変更し、又は解除することができる。この場合は、受注者は異議を述べないものとし、これがために生ずる損害の賠償を求めることができない。ただし、契約を変更し又は解除した部分に対しては、発注者は、契約金額又は契約単価により算定した代金を返還するものとする。

(危険負担)

第10条 第6条第1項の引渡しの前（第8条の規定に基づき遅延の承認を受けた場合は、当該承認後の日における引渡しの前。）に生じた物品の亡失、き損等は、すべて発注者の負担とする。

(談合行為に対する措置)

第11条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による物品の引渡し後ににおいても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第12条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 支払期限までに契約金額の全部又は一部を支払わないとき。
 - (2) 前号の場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 契約金額の支払いが不能であるとき。
 - (2) 契約金額の支払いを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約金額の一部の支払いが不能である場合又は契約金額の一部の支払いを拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
 - (7) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

るとき。

～ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額の100分の10に相当する金額（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者に対する損害賠償）

第14条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還等）

第15条 発注者は、受注者がその債務を履行したときは、契約保証金を返還しなければならない。
（裁判管轄）

第16条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第17条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

注1 個人情報取扱事務委託等の基準（令和5年1月6日総務局長決裁。以下「個人情報基準」という。）に定める特定個人情報を含まない個人情報取扱事務を委託等する場合には、第17条として次の条文を加え、「個人情報の取扱いに関する特記事項」（個人情報基準別紙3）を添付し、第17条を第18条とすること。

（個人情報の保護）

第17条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

注2 個人情報基準に定める特定個人情報を含む個人情報取扱事務を委託等する場合には、第17条として次の条文を加え、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」（個人情報基準別紙4）を添付し、第17条を第18条とすること。

（特定個人情報等の保護）

第17条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって特定個人情報等を取り扱う際には、別記「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。